

中国の都市化地域における 村民委員会の実態

——江西省南昌市紅谷灘新区の事例——

滕 媛 媛
大 島 一 二

1. はじめに

経済発展に伴って、1990年代以降、中国における都市地域の急速な拡大が顕著となってきた。1990年の中国における市街地面積は13,148 km²にすぎなかったが、25年後の2015年には、1990年の3倍以上の40,941 km²に達したとされる¹⁾。その結果、都市近郊地域の多くの農村が消滅し、多くの農民にたいして土地・住宅を失った代償として都市戸籍が付与され、都市住民に変更された。しかし、これらの消滅した農村の住民組織であった村民委員会は、そのすべてが消失したわけではない。

周知のように、都市と農村の二元的社会構造を有する中国において、基層住民組織は農村部にある村民委員会と都市部にある居民委員会に大別される。村民委員会・居民委員会とも、住民による自己管理、自己教育、自己奉仕を基本とした末端の住民自治組織であると定義されており、両組織は制度上の行政の派出機構ではないが、本稿で述べるように、行政機能の一部を執行し、行政組織と自治組織の両者の性格を有している。しかし、相違点もある。居民委員会は基本的に住民共有の財産を持たないのにたいし、村民委員

1) 各年『中国都市統計年鑑』の建成区面積 (Area of Built Districts) から算出した。

会は、元来の請負農地に起因する、多くの集団財産を所有・管理している。

新都市化地域の開発が進展した場合、新たに設置された新都市地域には、新しい居民委員会が設立されるのが一般的である。しかし、一部の地域では、このような新都市地域において、新たに設置された居民委員会と、過去に存在した農村の村民委員会が依然として存在し、併存する現象が出現している。

本稿は、江西省南昌市において新たに開発された地域である紅谷灘新区におけるS村村民委員会を研究事例とし、現地調査を通じて都市化地域における村民委員会の実態を明らかにし、共存する村民委員会と居民委員会のそれぞれの役割を明確にし、中国農村の都市への転換過程と課題を捉えることを試みる。

2. 調査対象地域の概要

(1) 江西省南昌市の経済発展と市街地域の拡大

南昌市は中国中部にある江西省の省都である。江西省の政治・経済の中心としての南昌市は二千年の歴史を有し、国家歴史文化名城に指定されている。南昌市は6区（東湖区、西湖区、青山湖区、青雲譜区、湾里区、新建区）と3県（南昌県、安義県、進賢県）からなる。その面積は7,402.36 km²で、市区面積は820.36 km²である。2017年に南昌市の人口は524.66万人、都市戸籍人口は289.78万人であり、全人口の55.23%を占めている。

南昌市には、南昌高新技术産業開発区、南昌経済技術開発区、小藍経済技術開発区の3つの国家級開発区、江西桑海経済技術開発区と臨空経済区の合計5つの開発区を有し、さらに紅谷灘新区という新市区が設置されている。このうち紅谷灘新区は、新しい都心として2000年に計画・設置された新市区である。

2000年に南昌市政府は紅谷灘新区建設を計画し、4.28 km²の中心地区建設方案を制定した。これより、政府ビルおよび道路などのインフラ建設が開始された。翌年に政府ビルが建設され、市政府などの行政機関が旧市区から新市区に移転され、新市区は本格的に稼働し始めた。

2002年に南昌市政府が新市区の区画を調整し、その新市区面積は50km²に拡大した。そしていくつかの大学が新市区において新キャンパスの建設を開始した。翌年に新大学キャンパスが竣工し、一部の学生が新市区に移転した。また、娯楽施設である秋水広場が落成し、最初の分譲住宅開発も完成した。2007年に新市区の区画が再び調整され、総面積が78km²まで拡大された。そして2012年に紅谷灘新区は北部にある生米鎮を加え、面積は175km²に拡大した。さらに2015年には、省レベルの行政機関が旧市区から新市区に移転し、新市区が南昌市の政治・経済の中心となった。

(2) 新市区開発による失地農民の発生

新市区の開発によって、多くの農民は農地と農家住宅が収用され、失地農民となった。農地と農家住宅が収用された失地農民への補償としては、大別して農地収用の補償と農家住宅収用による補償からなる。農家住宅収用による補償としては、不動産権利交換（再定住住宅）または金銭補償が提供される。紅谷灘新区では金銭補償の場合、取り壊された住宅の面積と構造によって補償額が決められる。不動産権利交換の場合、失地農民が再定住住宅と以前の住宅の構造の相違に伴う差額を支払えば、新市区またはその周辺で建設された再定住住宅が支給される。

聞き取り調査によれば、紅谷灘新区の開発による失地農民のほぼ全員が、農家住宅収用の補償として、定住住宅を選択したという。これらの再定住住宅団地においては、新たな住民組織である居民委員会（主に新住民から構成される）だけでなく、従前の村民委員会（後述するS村のように村の資産が多く、同一村民が集住している場合、そのまま村民委員会を引き継ぐことも多い）も存在することになる。

新市区には1つの鎮、1つの街道、3つの管理処（街道弁事処相当）がある。これらの鎮、街道、管理処は、33個の村民委員会、63個の社区居民委員会、3つの管理ステーション（「管理站」）と1つの農場を管轄している。このうち、一部の村ではまだすべての農地の収用が完了していない。

3. 調査対象村の農地収用の実態

(1) 経済開発とS村の農地収用

S村は、この地域の主要河川に沿いに位置する自然村であり、1997年に周囲の2つの自然村と合併してS村（行政村）となった。現在、3つの組（自然村）を管轄している。新市区開発以前は、S村は約2,000ムーの耕地を有しており、村民は主に農業に従事し、1世帯当たりの農業収入は年間約1万円であった。農閑期には多くの村民が、漁業などの副業に従事していた。2017年のS村の世帯数は1,345戸、人口は4,052人であった。

S村は複数回の農地収用を経て全ての農地が収用され、村民のほとんどは新市区で建設された再定住住宅団地に移転することとなった。S村の農地収用にあたって、村民が受け取った補償金は1ムー当たり約1.65万円であった。この農地収用補償金の金額は、S村の農地が新市区開発初期に収用されたため、非常に低かったとされる。その農地収用補償金の一部は村民委員会に残され、一部は村民に支給された。農家住宅の収用補償としては、村民のほぼ全員が再定住住宅の支給を選択し、多くの村民には複数の住宅が支給された。これらの住宅団地の建設時期は比較的早期であったため、新市区の中心部の条件の優れた場所に位置している。

2003年より、村民は新市区管理委員会によって建設された2箇所の再定住住宅団地に入居を開始し、すでに新市区で十年以上生活している。これらの団地は、それぞれの居民委員会の管轄にある。現在、村民全員は南昌市失地農民基本養老保険に加入し、都市戸籍を所有している。

(2) S村の財政収入

ここまで、S村は農地収用によって農地を失っても、村民委員会が継続している実態を述べてきたが、それではなぜ、村民委員会は存続しているのだろうか。それは、ここで述べるように、S村には、もともとの請負農地に由来する一定額の資産（不動産等）が残されており、その利用等をめぐって資金の流れが存在するためである。そこで、S村の財政状況をみてみよう。

S村の財政収入は、大別して、上級（郷鎮）から支出される事業経費収入、さらに独自財源からの収入である経営収入、およびその他の収入からなる（表1参照）。この表からは、2015年は前者の事業経費収入の比率が高かったものの、2016年および2017年は前者が4割程度、後者が6割程度と後者の経営収入の比率が高いことがわかる。

2015年の事業経費収入は約658万円で、この中で、もっとも比率が高かったのが農家住宅の取壊し経費で570万円（86.6%）、その他の事業経費収入の合計は約88万円であった。翌2016年の事業経費収入は約253万円で、この中で、もっとも比率が高かったのは取壊し経費収入の142万円（56.1%）で、その他の事業経費収入の合計は約111万円であった。さらに、2017年の事業経費収入は約474万円で、この中、もっとも比率が高かったのが計画出産経費収入の396万円（83.5%）、次が取壊し経費収入の69万円、その他の経費収入の合計は約9万円であった。

表1 S村の財政収入構成(実額と構成比)

S村の財政収入	2015		2016		2017	
事業経費収入	6,582,232	81.4%	2,526,779	45.2%	4,735,341	45.2%
経営収入	1,394,936	17.2%	3,048,292	54.6%	5,727,895	54.7%
その他の収入	110,175	1.4%	9,492	0.2%	3,628	0.03%
合計	8,087,344	100.0%	5,584,563	100.0%	10,466,864	100.0%

資料:「S村 2015-2017年会計審査報告」から作成。

次に表2には、2015～2017年の事業経費収入の内訳を示した。この表2によれば、事業経費収入は村の安定的な収入源とは言い難いこと状況であることがわかる。これはこの財源が上級郷鎮からの財政支出によるものであるため、上級機関の政策変更等で金額が変動するためである。事業経費収入の中で、3年とも支給された経費収入項目として、社会安定維持費収入（「統治信訪維穩」）、文明的都市づくり経費収入（「創建文明城」）、計画出産経費収入、「党建」経費収入、衛生査定奨励金収入、取壊し経費収入があった。しかし、比較的金額が少ない「党建」経費収入以外の各種経費収入の金額は毎年大きく変動し、安定していない。

表2 S村事業経費収入の内訳(実額と構成比)

事業経費収入の内訳	2015		2016		2017	
「文明的都市づくり」経費	141,000	17.9%	10,000	0.9%	20,000	0.5%
(社会)安定維持費	73,000	9.2%	161,050	14.5%	20,000	0.5%
農産物貿易市場経費	62,336	7.9%				
計画出産経費	42,416	5.4%	703,691	63.5%	3,956,300	97.8%
「党建」経費	17,040	2.2%	11,360	1.0%	10,560	0.3%
衛生査定奨励金	1,440	0.2%	18,378	1.7%	6,300	0.2%
物業管理費	450,000	57.0%				
事務経費	95,000	12.0%				
水利経費			200,000	18.0%	30,000	0.7%
文化体育			500	0.0%		
統計経費			2,000	0.2%		
取壊し経費	5,700,000	-	1,419,800	-	692,181	-
取壊し経費を除く合計	789,247	100.0%	1,108,995	100.0%	4,045,177	100.0%
合計	6,582,232		2,526,779		4,735,341	

資料:「S村 2015-2017 年会計審査報告」から作成。

この、事業経費収入にたいして、S村の経営収入（その主要部分は請負農地の収用によって村が得た資金をもとに開始した自主事業による収入）は、主に商業ビルと店舗の賃貸収入からなる。S村は、商業ビル1棟（6階建て、15,543㎡）、店舗（面積合計約6,600㎡、31個人・企業に賃貸中）および農産物貿易市場2箇所（1箇所は臨時市場）を所有している。S村の2015年度の経営収入は約139万元、2016年度、305万元、2017年度、573万元であった。

表3はその内訳を示したものである。2015年に村の主任（村長）が交代してから、S村の経営収入は大幅に増加した²⁾。

なお、S村のその他の収入は主に銀行利息である。

表3 S村経営収入の内訳(実額と構成比)

経営収入の内訳	2015		2016		2017	
商業ビル	1,324,000	94.9%	1,272,000	41.7%	480,500	8.4%
農産物貿易市場賃貸収入	70,936	5.1%				
市場区画賃貸収入			855,315	28.1%	610,663	10.7%
店舗賃貸収入			920,977	30.2%	4,636,732	81.0%
合計	1,394,936	100.0%	3,048,292	100.0%	5,727,895	100.0%

資料:「S村 2015-2017 年会計審査報告」から作成。

2) 前任の村長は2009年に商業ビルを10年契約で賃貸した。しかし、賃貸条件は、最初の1年が無償、2010年9月から2015年8月までに月10万元、2015年9月

以上をまとめると、S村村民委員会の財政収入の特徴として、上級行政機関（郷鎮等）の支出による事業経費収入と、村の自主財源に基づく経営収入から構成されていることがわかる。

このなかで、前者の事業経費収入は不安定で、上級行政機関の政策変更等によって金額と科目が年によって大きく変動し、村の安定した財源とはいええないという特徴がある。また、後者の村の経営収入は、主に請負農地に起因する不動産賃貸収入であり、収入源は単一である。しかも、経営収入は、村の管理者の能力などに影響をうけ、増減する可能性が高いことがあげられよう。

(3) S村の財政支出

S村の財政支出は、大別して事業支出、経営支出、その他の支出から構成される（表4参照）。事業支出は、前述した上級の郷鎮財政から支出された事業収入から支出したものである。この事業支出は村民委員会の業務を遂行するための経費であると考えられる。2015年度では1,296万円で、この中、割合が最も大きかったのは、前述の取壊し経費の402万円、次が村幹部給料福利費の126万円であった。なお、2015年S村村民委員会の幹部は11人であった。

2016年度の事業支出は約846万円で、この中、割合が最も大きかったのは取壊し経費の199万円、次が村幹部給料福利費の168万円であった。

2017年度の事業支出は約1,083万円で、この中、割合が最も大きかったのは計画出産経費の399万円で、次が村幹部給料福利費の191万円であった。

事業支出から取壊し経費と2017年度の計画出産支出を除いて、支出項目を①日常運営・業務遂行経費と②村民福祉関連支出に分けてみると、それぞれ約半数の割合を占めていることがわかる（表5参照）。

また、経営支出は、村の自主経営のための支出であり、村が経営している

から2020年8月までに月10.6万円と、この地域の相場からかなり安価であったため、一部の村民はこの賃貸契約に不満を述べていた。こうした不満の結果、2016年は商業ビルの賃貸契約をめぐる訴訟があったため、経営支出は店舗賃貸にかかわる経営支出が増大している。

物業会社（不動産管理会社）や管轄する組に分配する経費である。S村は2015年に2箇所の再定住住宅団地のメンテナンスのため、出資して2社の物業会社を設立した。2社の物業会社に運営経費として、毎年計40万円を割り当てている。

表4 S村の財政支出(実額と構成比)

S村の財政支出	2015		2016		2017	
事業支出	12,964,617	96.3%	8,458,118	89.5%	10,834,013	95.5%
経営支出	480,247	3.6%	958,440	10.1%	510,000	4.5%
その他の支出	20,000	0.1%	29,000	0.3%	0	0.0%
合計	13,464,865	100.0%	9,445,558	100.0%	11,344,013	100.0%

資料:「S村 2015-2017 年会計審査報告」から作成。

表5 S村事業支出の内訳(実額と構成比)

事業支出の内訳	2015		2016		2017	
村幹部給料福利費	1,263,856	23.9%	1,683,085	26.0%	1,913,480	28.7%
文明的都市づくり	317,165	6.0%	189,900	2.9%	468,137	7.0%
（社会）安定維持費	155,913	3.0%	421,929	6.5%	168,475	2.5%
その他の給料	120,960	2.3%	5,900	0.1%	157,800	2.4%
事務経費	113,604	2.1%	264,089	4.1%	15,107	0.2%
食堂支出	83,616	1.6%	136,192	2.1%	130,598	2.0%
水道電気	82,116	1.6%	75,320	1.2%	72,161	1.1%
計画出産費	29,760	0.6%	29,000	0.4%	3,992,300	
文化体育	27,858	0.5%	44,100	0.7%	39,392	0.6%
電話代	21,860	0.4%	20,594	0.3%	10,788	0.2%
「五個の家」	16,440	0.3%	32,248	0.5%		
選挙	12,263	0.2%	5,700	0.1%		
購読料	11,824	0.2%	300	0.0%	10,915	0.2%
割当金	10,800	0.2%				
労働就業	1,350	0.0%				
リモート教育	1,200	0.0%				
水利	895	0.0%	66,495	1.0%	197,018	3.0%
会議考察費			88,350	1.4%		
統計費			14,400	0.2%		
民兵武装			1,900	0.0%	4,800	0.1%
修理費					28,890	0.4%
オフィス緑化					12,000	0.2%
取壊し費用	7,679,586		1,986,413		141,385	
環境衛生	1,110,598	21.0%	1,467,414	22.7%	1,678,627	25.2%
役員・老人・村民福利費	1,011,840	19.1%	1,089,620	16.8%	1,379,592	20.7%
医療保険費	521,218	9.9%	481,625	7.4%	1,620	0.0%
教育奨励金	129,800	2.5%	132,000	2.0%	199,000	3.0%
見舞金	109,165	2.1%	110,180	1.7%	63,417	1.0%
社会保険費	89,991	1.7%	68,759	1.1%	113,881	1.7%
生活援助	39,880	0.8%	14,000	0.2%	7,000	0.1%
葬儀	1,060	0.0%	1,130	0.0%		
老人住民センター			27,475	0.4%		
取壊し費用と2017年計画出産費以外の合計	5,285,031	100.0%	6,471,704	100.0%	6,672,698	100.0%
合計	12,964,617		8,458,118		10,834,013	

資料:「S村 2015~2017 年会計審査報告」から作成。

日常運営・業務遂行経費において、計画出産費、社会安定維持費、水利および「文明的都市づくり」費用は上級行政機関から支出されていたが、実際の支出額を下回っている。表6に、これらの事業の2015～2017年の3年間の経費、支出およびその差の合計を示すと、計画出産費用以外の事業では、3万元から80万元ほどの赤字が生じている。

表6 一部の項目の事業収支

2015-2017年	収入合計	支出合計	収入-支出
計画出産費	4,702,407	4,051,060	651,347
社会安定維持費	254,050	746,317	-492,267
水利	230,000	264,408	-34,408
文明的都市づくり	171,000	975,202	-804,202
計	5,357,457	6,036,987	-679,530

資料:「S村2015-2017年会計審査報告」から作成。

村民福祉関連支出において、もっとも大きな支出は環境衛生であり、これは2つの再定住住宅団地の衛生維持費である。集合住宅の居住者は管理費(物業費)を払い、その経費で物業管理会社を雇うことが一般的である。物業管理会社の業務内容として、門番・警備、敷地内の掃除や環境緑化、エレベータの点検、水道・ガス・電気などの設備の管理・修理などが挙げられる。しかし、再定住団地の場合、多くの失地農民が管理費を払う意識がなく、一般の物業管理会社を雇えなくなってしまう。村は自ら物業管理会社を設立し、再定住住宅団地の日常メンテナンスを維持する事例が増加しているという。S村の再定住住宅団地は2003年に建設されたため、経年によって団地内の設備が次第に老朽化している。老朽化した設備の交換・修理も村が負担することになる。

次に大きい支出は党員・老人・村民福利費である。S村において、村民に直接支給する福利費として、①党員・老人・村民福利費、②教育奨励金、③見舞金、④生活援助がある。党員・老人・村民福利費に関して、S村では50歳以上の村民に対し、その年齢に応じて800元から3,500元の福利費を毎年の年末に支給している³⁾。2016年のS村の50歳以上の村民は594人であっ

3) 50～59歳は1,100元、60～69歳は1,800元、70～79歳は2,100元、80～89歳は

た。また、教育奨励金に関しては、貧困家庭の大学生を援助する以外に、高校と大学に進学した村民の子供に対し、それぞれ2,000元と8,000元を支給する。S村の上級行政機関に聞き取りしたところ、失地農民に子供の教育を重視させるため、村民福祉の科目に教育奨励金を設置するように指導していたとのことであった。新市区では、多くの村が教育奨励金を設置している。さらにS村では貧困家庭に対し、その状況に応じて350~3,000元の援助を支給している。なお、見舞金は、村幹部が祝祭日に一部の村民を見舞いしたときに渡した祝儀である。

南昌市政府は、2013年に失地農民の社会保険加入を促進させる政策を打ち出し、すべての失地農民が社会保険に加入しなければならないと規定した。S村の場合、村は失地農民の医療保険費と社会保険費を負担している。

以上の調査結果をまとめると、S村の事業支出は基本的にその収入を上回っている。つまり、上級行政機関からの業務を遂行する際は村の資産を使用していることになる。また、2015年から2017年までの3年間において、その収入と支出の合計の差から見ると、約1,000万元の赤字が生じている。こうした状況が続くと、S村の財政状況が悪化することが予測できよう。

(4) S村村民委員会の役割の変化

近年の村民委員会の主な業務は、①農地請負権配分に関する役割、②「計画出産」政策の実施、③村民委員会の事業会計管理、④公共的生産財・生活財の建設・維持補修、⑤村民の日常生活における揉め事への対処・仲裁の5つにまとめられる。ただし、2000年代に実施された「税费改革」と2006年の農業税関連諸税の廃止によって、村民委員会の経済力が低下した結果、財源不足により③と④は事実上形骸化している（大島、2015）。

S村では、農地収用をきっかけに村の集団資産が巨額になり、村の経済力が大幅に改善された。この過程において、①は農地収用により消失したが、③と④の役割は復活したと考えられる。ただし、④は主に前述した再定住団

2,500元、90歳以上は3,500元が支給される。

地の管理である。また、②は依然として存在している。⑤について、聞き取り調査によると、以前と比べ、失地農民が団地に入居してから日常生活における揉め事が大きく減少しているが、一方で、土地収用補償による紛争が増加しているという。

S村村民委員会の主な業務を整理してみると、①計画出産政策を含む上級行政機関からの各業務の遂行・補助、②村集団資産の管理・運用、③再定住住宅団地の管理、④村民福祉費配分、⑤社会安定維持に関する役割にまとめられる。

(5) 居民委員会との相違

「中華人民共和国城市居民委員会組織法」によれば、居民委員会の任務は下記のように定められている。①法律や政策を宣伝し、住民の権利と利益を擁護し、住民が法定義務を負うように教育し、公共財産を愛護し、社会主義精神文明を建設するためのイベントを実施すること、②公共事業を行うこと、③住民の揉め事の対処、④公共衛生、計画出産、セーフティーネット、青少年教育などにおいて、人民政府や上級行政機関を補助すること、⑤行政機関に住民の意見と要求を反映し、提言すること。要するに、その主な業務は、住民に対するサービス機能、人口管理機能、自治機能である（陳、2006）。

これらの機能はS村村民委員会の業務に含まれている。ただし、人口管理機能において大きな相違がある。村民委員会は以前から当該村に戸籍を有する村民で、現在の失地農民しか管理の対象とならない。これにたいし、居民委員会の人口管理機能の対象は、その管轄地域内のすべての住民である。

また、S村村民委員会の②村集団資産の管理・運用、③再定住住宅団地の管理、④村民福祉費配分は居民委員会にない機能である。

4. まとめにかえて

本稿は、江西省南昌市の新区における、経済発展とS村村民委員会の変

化の実態を、とくに農地収用に伴う変化を明らかにし、共存する村民委員会と居民委員会の相違点を明確にした。

表3に示したように、失地後の村の収入は主にかつての請負農地の収用等に伴って得られた資金の運用による不動産の賃貸収入からなる。その収入状況は村の幹部の運用能力などによって大きく変化する。また、村民委員会は上級行政機関からの業務を遂行・補助する際、資金不足等から村集団の資金を使用してしまうことがある。これが村の財政が赤字になる原因の一つである。これにたいし、居民委員会は資産を所有していないため、業務を遂行する際は上級から割られる経費のみで支出している。

村民委員会と居民委員会との大きな相違として、①財産管理機能、②人口管理機能の対象にある。これらの相違によって、村民委員会と居民委員会が共存する場面になったと考えられる。村民委員会の所有する財産の多くは分割しにくい固定資産であるため、その財産管理機能は今後もしばらく続くであろう。また、人口管理機能において、失地農民が特殊な都市住民で、その農村生活から都市生活への移行するプロセスにおける支援は不可欠で、居民委員会の普段の住民サービスとは大きく異なる。そのため、村民委員会と居民委員会が共存する場面がしばらく続くと予測できる。

参考文献

- 大島一二 (2015) 「中国農村における郷鎮政府・村民委員会組織の再編」, 『桃山学院大学経済経営論集』 57(1), pp. 1-18
- 陳彩玉 (2006) 「中国の「社区」の新しい展開: 「单位人」から「社会人」へ」, 『生活経済学研究』 24(0), pp. 53-64

(とう・えんえん/大阪商業大学JGSS研究センターPO研究員)
(おおしま・かずつぐ/経済学部教授/2019年7月15日受理)

The Actual Conditions of Villagers' Committees in
Newly Developed Urban Areas in China:
A Case Study of Honggutun New District in Nanchang

TENG Yuanyuan

OSHIMA Kazutsugu

Since the rapid urban growth started in 1990's, a large number of villages disappeared, rural land transformed to part of urban area and the villagers became new urban residents. However, many villagers' committees still remain, even there are no longer villagers.

In China, urban areas and rural areas are separated administratively, so are the urban residents and rural residents as well as their self-government organizations, the urban residents' committees and the villagers' committees. However, in some newly developed urban areas, the urban residents' committees and the villagers' committees are co-existed.

This paper aims to understand the actual conditions of the villagers' committees that remain through the urban development. By taking S villagers' committee in Nanchang as a case study, the differences between two different kinds of committees' roles were examined, as well as the reasons of their co-existence.

As a result, the duties of S villagers' committee changed a lot since the land expropriation. And it is playing an important role in the process of villagers' transition to urban residents. The big differences of duties that irreplaceable between two committees are the function of managing the communal property and the members of committee, which are the reasons of their co-existence.